

平成30年度名古屋市教育委員会第52号議案

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

教育センター分館の施設の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用時間については、午前9時から午後9時までとしておりましたが、夜間の稼働率が極めて低いことから、午前9時から午後5時までに変更します。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター条例施行規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用時間）

第4条 センターの施設を使用することができる時間は、次のとおりとする。

使 用 区 分		使 用 時 間
本館	講堂及び講堂控室	午前9時から午後9時まで
	研修室、第1展示ホール及び第2展示ホール	午前9時から午後5時まで
分館	講堂、研修室及び和室	午前9時から午後9時（土曜日、日曜日及び法に規定する休日は午後5時）まで
	展示ホール	午前9時から午後5時まで

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育センター条例施行規則（抜すい）

改 正 案			現 行	
(使用時間)			(使用時間)	
第 4 条 センターの施設を使用することができる時間は、次のとおりとする。			第 4 条 センターの施設を使用することができる時間は、 <u>午前 9 時から午後 9 時まで</u> (本館の研修室、第 1 展示ホール、第 2 展示ホール及び展示ホールについては、午前 9 時から午後 5 時まで)とする。	
	<u>使用区分</u>	<u>使用時間</u>		
本館	講堂及び	午前 9 時から午後 9 時ま		
	講堂控室	で		
	研修室、	午前 9 時から午後 5 時ま		
	第 1 展示	で		
	ホール及			
分館	び第 2 展			
	示ホール			
	講堂、研	午前 9 時から午後 9 時（		
	修室及び	土曜日、日曜日及び法に		
	和室	規定する休日は午後 5		
		時) まで		
	展示ホー	午前 9 時から午後 5 時ま		
	ル	で		